

第 12 号議案

平成29年度（2017年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第 1 条 平成29年度（2017年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	447床		
（2）年 間 患 者 数	入院 135,419 人	外来 287,920 人	
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院 371 人	外来 1,180 人	
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	医療機器等購入費	264,568 千円	

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 病院事業収益		13,672,219 千円
第 1 項 医 業 収 益		12,083,202 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,570,331 千円
第 3 項 特 別 利 益		18,686 千円
	支 出	
第 1 款 病院事業費用		14,520,817 千円
第 1 項 医 業 費 用		13,854,484 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		568,262 千円
第 3 項 特 別 損 失		68,071 千円
第 4 項 予 備 費		30,000 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額774,919千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第 1 款 資本的收入		162,706 千円
第 1 項 企 業 債		78,000 千円
第 2 項 固定資産売却代金		1 千円
第 3 項 都 補 助 金		84,705 千円
	支 出	
第 1 款 資本的支出		937,625 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		264,568 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		673,057 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町田市民病院 医療機器整備 事業	千円 78,000	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,547,941千円
- (2) 交際費 600千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,991,024千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器	X線撮影読取装置	1式
	内視鏡ビデオシステム機器	1式

平成29年(2017年)2月24日 提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一